

# 別 表 2

番号	1
措置の名称	都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域に関する告示の廃止
措置の内容	平成 23 年 8 月 2 日付で「都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域（平成 19 年 3 月 30 日国土交通省告示第 428 号）」を廃止した。
関係省庁	国土交通省

番号	2
措置の名称	食品表示に係る都道府県知事が行うことができる措置命令に関する政令の改正
措置の内容	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の 14 第 4 項の規定による同条第 1 項の指示に係る措置を採るべき旨の命令について、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等（同法第 14 条第 1 項に規定する製造業者等をいう。）に関するものは、国ではなく当該製造業者等の所在する地域の知事が行うこととし、消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 21 年政令第 217 号）により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 291 号）を改正した。
関係省庁	消費者庁、農林水産省

番号	3
措置の名称	労働者派遣制度に係る医師派遣先の拡大に関する政令及び省令の改正
措置の内容	へき地である市町村に加えて、都道府県が設置する医療対策協議会の協議を通じて、地域における医療の確保のために医師を派遣する必要があると認められた病院又は診療所についても医師派遣を行うことができるよう、平成19年12月14日付で「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令」（昭和61年政令第95号）を始めとする関係政省令を改正し、全国的に地域の実情を反映した医師派遣を行うことが可能となっている。
関係省庁	厚生労働省

番号	4
措置の名称	廃棄物処理施設の技術上の基準に係る省令の改正等
措置の内容	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 4 条に規定する一般廃棄物処理施設の技術上の基準及び同規則第 12 条に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準について、積雪寒冷地等の気象条件を考慮した排水処理設備の構造等に係る基準を追加するため、平成 22 年度に同規則を改正した。</p> <p>また、廃棄物系バイオマスの利活用を促進するため、平成 20 年度から平成 21 年度まで、「廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業」を北海道内で実施した。</p>
関係省庁	環境省

番号	5
措置の名称	都道府県道の管理の特例に関する法令の改正
措置の内容	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）による道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の改正に伴い、町村による都道府県道の管理の特例に関する規定を設けた。
関係省庁	国土交通省

番号	6
措置の名称	維持管理に係る負担金制度に関する法律の改正
措置の内容	第 174 回通常国会に国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案を提出し、平成 23 年度から維持管理費負担金を全廃した。
関係省庁	国土交通省

番号	7
措置の名称	条例制定権の拡大に向けた法令の改正
措置の内容	<p>義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大については、「地方分権改革推進計画」（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）及び「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）に基づき、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 37 号。第 1 次一括法）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号。第 2 次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。</p> <p>また、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成 23 年 11 月 29 日閣議決定）において必要な法制上その他の措置を講じることとされた条項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 24 年通常国会に提出する予定。</p>
関係省庁	内閣府、総務省



番号	8
措置の名称	普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入に関する政令の改正
措置の内容	普通地方公共団体が私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、寄附金を追加した（地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 410 号））。 ※平成 23 年 12 月 26 日公布・施行
関係省庁	総務省

番号	9
措置の名称	自家用有償旅客運送を行うことができる者等に関する法令の改正
措置の内容	道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 48 条に規定する自家用有償旅客運送を行うことができる者及び同規則第 49 条に規定する旅客の範囲について、平成 24 年度中に検討を行い、必要な措置を講じる。
関係省庁	国土交通省